

東京YMCAにほんご学院規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、キリスト教精神に基づいて、外国人に対する日本語教育を行い、併せて外国人の日本文化・社会への理解を促し、相互の理解を図り、多文化共生社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東京YMCAにほんご学院という。

(位置)

第3条 本学は、東京都江東区東陽2丁目2番15号（東京YMCA社会体育・保育専門学校内）に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	一般2年	2年	59人	3	4月生59人
	一般1年6か月A	1年6か月	19人	1	10月生19人
	小 計		78人	4	
第2部	一般2年	2年	59人	3	4月生59人
	一般1年6か月B	1年6か月	19人	1	10月生19人
	小 計		78人	4	
合 計			156人	8	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、以下の通りとする。

一般2年コースは4月に始まり、3月に終わる。

一般1年6か月A・Bコースは10月に始まり、3月に終わる。

- 2 前項の期間を分けて、次の学期とする。
- (1) 第1学期 4月1日から6月30日
 - (2) 第2学期 7月1日から9月30日
 - (3) 第3学期 10月1日から12月31日
 - (4) 第4学期 1月1日から3月31日

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏季休業（8月上旬から中旬にかけて 10日間程度）
 - (5) 秋季休業（9月下旬から10月上旬にかけて 10日間程度）
 - (6) 冬季休業（12月下旬から1月上旬にかけて 10日間程度）
 - (7) 春季休業（3月下旬から4月上旬にかけて 14日間程度）
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害時その他緊迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は45分とする。

コース	内 容	週当たり授業時数等
一般2年コース	高度な日本語の習得を目指し、基礎から話す・聞く・書く・読むの4技能のバランスが取れた総合的な日本語を学習する。	20時間（80週）
一般1年6か月Aコース	中級以上からの実力養成を目指し、話す・聞く・書く・読むの4技能のバランスが取れた総合的な日本語を学習する。	20時間（60週）

コース	内 容	週当たり授業時数等
一般 1 年 6 か月 B コース	中上級までの日本語の習得を目指し、基礎から話す・聞く・書く・読むの 4 技能のバランスが取れた総合的な日本語を学習する。	20 時間 (60 週)

(学習の評価)

第 9 条 学習の評価は、試験成績、授業への取り組み姿勢、出席状況等を総合して判定し、課目ごとに 4 段階評価とする。

(教職員組織)

第 10 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 7 人以上 (うち専任 2 人以上)
 - (4) 生活指導担当者 1 人以上 (うち専任 1 人以上)
 - (5) 事務職員 1 人以上 (うち専任 1 人以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 11 条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしている者に与えられることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了、あるいはそれと同等の学力を有すると校長が判断した者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者
- (3) 面接または書類審査による選考で、本学への入学が適当と判断された者

(入学時期)

第 12 条 本学への入学は年 2 回とし、その時期は、4 月、10 月、とする。

(入学手続き)

第 13 条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、19 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、選考を通った者に在留資格認定証明書交付の申請手続を開始する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、在留資格認定証明書の交付を受け、指定期日までに第 19 条に

定める入学手続金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

- 第 14 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を事前に届け出て、校長の許可を得るものとする。

(退学)

- 第 15 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第 16 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 9 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けたものに対して、当該科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

- 第 17 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第 18 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の三種とする。
- 3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

- 第 19 条 本学生徒の納付金は、次のとおりとする。

	一般日本語 2 年コース	一般日本語 1 年 6 か月コース
入学金	50,000	50,000
授業料	1,420,000	1,065,000
施設管理費	100,000	75,000
教材費	80,000	60,000
合計 (円)	1,650,000	1,250,000

入学検定料 20,000 円 (各コース共)

(納入)

- 第 20 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期が属する月の翌月から授業料を免除することがある。
 - 3 特別の事由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。

(滞納)

- 第 21 条 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して除籍処分をすることができる。

(生徒納付金の返還)

- 第 22 条 既に納入した生徒納付金は原則として返還しない。

第 6 章 雑 則

(寄宿舎)

- 第 23 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

- 第 24 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

- 第 25 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日 第 4 条収容定員、第 19 条生徒納入金を変更、施行する。

平成 28 年 10 月 1 日 第 4 条収容定員を変更、施行する。

令和 04 年 4 月 1 日 第 19 条生徒納付金を変更、施行する。

令和 07 年 2 月 1 日 第 11 条入学資格を変更、施行する。

令和 07 年 4 月 1 日 第 19 条生徒納付金を変更、施行する。

令和 08 年 4 月 1 日 第 19 条生徒納付金を変更、施行する。